

1 規則等の題名

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に係る審査基準の一部改定

2 根拠法令・条項

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）

3 規則等の制定日

令和7年4月1日（火曜日）

4 結果公示の日

令和7年4月1日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第7号に該当

6 適用除外の理由

審査基準を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる審査基準の廃止を行うものであるため。

7 規則等の概要

自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）に係る次の審査基準を廃止する。

- ・ 法第6条第1項（保管場所標章の交付）
- ・ 法第6条第3項（保管場所標章の再交付）
- ・ 法第13条第4項（運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付及び再交付）

8 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部交通規制課
TEL：088－826－0110（代表）